

## 令和四年厚生労働省令第八十九号

### 労働者協同組合法施行規則

労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）及び労働者協同組合法施行令（令和四年政令第二百九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働者協同組合法施行規則を次のように定める。

#### 目次

- 第一章 組合員名簿における電磁的記録等**（第一条—第三条）
  - 第一節 **組合員名簿における電磁的記録等**（第一条—第三条）
  - 第二節 **役員**（第七条—第十六条）
  - 第三節 **決算関係書類**
- 第二章 設立**（第四条・第五条）
  - 第一節 **電磁的記録の備置きに関する特則**（第六条）
- 第三章 管理**
  - 第一節 **電磁的記録の備置きに関する特則**（第六条）
  - 第二節 **組合員名簿における電磁的記録等**（第一条—第三条）
  - 第三節 **貸借対照表**（第二十一条—第三十二条）
  - 第四節 **事業報告書**（第四十六条—第五十条）
  - 第五節 **決算関係書類及び事業報告書の監査**
  - 第六節 **事業報告書類及び事業報告書の監査**
  - 第七節 **会計帳簿**
- 第四章 資産及び負債の評価**（第五十八条・第五十九条）
- 第五章 純資産**（第六十条・第六十一条）
- 第六章 総会の招集手続等**（第六十二条—第六十九条）
- 第七章 解散及び清算並びに合併**（第七十条—第八十一条）
- 第八章 勞働者協同組合運営の監査**（第八十一条の二—第八十一条の十二）
- 第九章 雜則**（第八十四条—第八十六条）
- 附則**

- （電磁的記録）**
- 第一条 労働者協同組合法**（令和二年法律第七十八号。以下「法」という。）第十条第三項第二号（法第十一条において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報が記録されたものとされる。
  - 第二条** 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第十一条第三項第二号）（法第一百三十三条において準用する場合を含む。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一 法第十条第三項第二号（法第一百三十三条において準用する場合を含む。）
- 二 法第三十一条第二項第二号（法第一百三十三条において準用する場合を含む。）
- 三 法第四十一条第五項第二号（法第五十五条第五項、第九十四条第二項（法第一百二十三条规定しておどりの場合は、様式第一による届書に、次の書類を添えて提出しなければならない。）に規定する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気

四 法第五十一条第十二項第三号（法第九十四条第二項及び第百十八条规定しておどりの場合は、様式第一による方法）

場合を含む。）

- 五 法第五十二条第三項第二号（法第一百八条第二項において準用する場合を含む。）
- 六 法第六十九条第四項第二号（法第一百九条第五項において準用する場合を含む。）
- 七 法第七十二条第二項第二号（法第一百二十条において準用する場合を含む。）
- 八 法第八十六条第二項第三号（法第一百二十三条において準用する場合を含む。）
- 九 法第八十七条第二項第三号（法第一百二十三条において準用する場合を含む。）
- 十 法第八十七条第十項第三号（法第一百二十三条において準用する場合を含む。）
- 十一 法第八十八条第二項第三号（法第一百二十三条规定しておどりの場合は、様式第一による方法）
- 十二 法第八十九条第八項第三号（法第一百二十三条规定しておどりの場合は、様式第一による方法）
- 十三 法第九十四条の十二第五項第二号
- （電磁的方法）**
- 第三条** 法第十一一条第三項（法第二十三条第八項、第七十一條第六項及び第百三條第二項（法第一百九条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの
  - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
  - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものと交付する方法
  - 三 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- （創立総会の議事録）**
- 第四条** 法第二十一条第七項及び第百九条第三項の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
- 1 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
  - 2 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
  - 3 創立総会が開催された日時及び場所
  - 4 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
  - 5 創立総会に出席した発起人又は設立当時の役員の氏名又は名称
- （議事録の作成に係る職務を行つた発起人の氏名又は名称**
- （組合の成立の届出）**
- 第五条** 法第二十七條の規定により労働者協同組合（以下「組合」という。）の成立を届け出ようとする者は、様式第一による届書に、次の書類を添えて提出しなければならない。
- 1 登記事項証明書
  - 2 定款
  - 3 役員の氏名及び住所を記載した書面
- （第一節 電磁的記録の備置きに関する特則）**
- 第六条** 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定めるものは、組合又は労働者協同組合連合会（以下「連合会」という。）の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気

通信回線を通じて組合又は連合会の從たる事務所において使用される電子計算機に備えられたフ  
アイルに当該情報を記録する方法とする。

一 法第三十一条第三項（法第一百三十三条において準用する場合を含む。）  
二 法第四十一条第四項（法第五十五条第五項及び第一百八十八条第一項において準用する場合を含む。）  
三 法第五十一条第十一項（法第一百八十八条第二項において準用する場合を含む。）  
四 法第六十九条第三項（法第一百九十九条第五項において準用する場合を含む。）  
五 法第九十四条の十二第四項

**第二節 役員**

**（役員の変更の届出）**

第七条 法第三十三条（法第一百八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により組合又は連合会の役員の氏名又は住所の変更を届け出ようとする者は、様式第二又は様式第三による届書に、変更した事項を記載した書面並びに変更の年月日及び理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。

前項の届出が役員の選挙又は選任による変更に係るものであるときは、通常総会又は通常総代会において新たな役員を選挙し、又は選任した場合を除き、同項の書類のほか、新たな役員を選挙し、若しくは選任した総会若しくは総代会又は選任した理事会の議事録又はその謄本を提出しなければならない。

**（法第三十五条第二号の厚生労働省令で定める者）**

第八条 法第三十五条第二号（法第九十四条第二項及び第一百八十八条第一項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

**（監査報告の作成）**

第九条 法第三十八条第二項（法第九十四条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条第三項及び第一百五十五条第二項の規定により厚生労働省令で定める事項については、この条の定めるところに特段の定めがない限り、監査会設置組合（法第五十六条第四項に規定する監査会設置組合をいう。）にあっては、監査会（法第五十五条第一項に規定する監査会をいう。以下同じ。）は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は清算人及び理事会又は清算人会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該組合又は連合会の理事又は清算人及び使用人  
二 当該組合又は連合会の子会社（法第三十二条第五項第二号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行なうべき者その他これらに相当する者及び使用人  
三 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該組合又は連合会の他の監事（監査会を除く。）当該組合又は連合会の子会社の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

**（監事の調査の対象）**

第十条 法第三十八条第三項（法第一百八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第五十四条において読み替えて準用する会社法第三百八十四条（法第九十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。（理事会又は清算人会の議事録）

第十一条 法第四十一条第一項（法第九十四条第二項及び第一百八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による理事会又は清算人会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

3 理事会又は清算人会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

一 理事会又は清算人会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。  
二 法第三十八条第三項（法第九十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による監事の請求を受けて招集されたもの  
三 法第三十九条第三項（法第九十四条第六項（法第九十四条第一項及び第一百八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による監事の請求を受けて招集されたもの  
四 法第三十九条第六項（法第九十四条第一項及び第一百八十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第二項の規定による理事又は清算人の請求を受けた招集されたもの  
五 法第四十条第六項（法第九十四条第一項及び第一百八十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により理事又は清算人が招集したもの  
六 次に掲げる規定により理事会又は清算人会において述べられた意見又は発言があるときは、当該理事会又は清算人会の議事の経過の要領及びその結果  
七 次に掲げる規定により理事会又は清算人会において述べられた意見又は発言があるときは、当該理事会又は清算人の氏名  
八 法第三十八条第三項において準用する会社法第三百八十二条（法第九十四条第二項において準用する場合を含む。）  
九 法第三十八条第三項において準用する会社法第三百八十三条第一項本文（法第九十四条第二項において準用する場合を含む。）  
十 法第四十四条第三項（法第九十四条第二項及び第一百八十八条第一項において準用する場合を含む。）  
十一 法第四十八条第四項

二 理事会又は清算人会に出席した役員若しくは清算人又は組合員若しくは連合会の会員の氏名又は名称  
二 理事会又は清算人会の議長の氏名  
三 理事会又は清算人会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第四十条第四項（法第九十四条第二項及び第一百八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により理事会又は清算人会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項の各号に掲げる場合には、理事会又は清算人会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

二 法第四十条第五項（法第九十四条第二項及び第一百八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により理事会又は清算人会の報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項の各号に掲げる場合には、理事会又は清算人会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

三 理事会又は清算人会への報告を要しないものとされた事項の内容  
四 理事会又は清算人会への報告を要しないものとされた日  
五 理事会又は清算人会の決議があつたものとみなされた日  
六 議事録の作成に係る職務を行なった理事又は清算人の氏名  
七 法第四十条第五項（法第九十四条第二項及び第一百八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により理事会又は清算人会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項の各号に掲げる理事会又は清算人会への報告を要しないものとされた日  
八 議事録の作成に係る職務を行なった理事又は清算人の氏名



までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六月）を超えることができない。

2 法第五十一条第二項（法第九十四条第二項及び第一百八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により組合又は連合会が作成すべき各事業年度に係る決算関係書類は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

**第二款 貸借対照表**

（通則）

**第二十一条** 貸借対照表（法第五十一条第一項（法第一百八十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する組合又は連合会の成立の日における貸借対照表及び各事業年度ごとに組合又は連合会が作成すべき貸借対照表（法第五十一条第二項（法第九十四条第二項及び第一百八十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する貸借対照表をいう。）をいう。以下この章、次章（第七十五条第三号及び第七十九条を除く。）及び第八十四条第一項第二号において同じ。）については、この款の定めるところによる。

**第二十二条** 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

（貸借対照表の区分）

**第一 資産**

一 純資産

二 負債

三 純資産

**第二 条項** 資産又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付さなければならない。

**第三 条項** 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目（第一号に掲げる項目を除く。）は、適當な項目に細分しなければならない。

一 流動資産

二 固定資産

三 繼延資産

固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。

一 有形固定資産

二 無形固定資産

三 外部出資その他の資産

次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 現金及び預金（一年内に期限の到来しない預金を除く。）

ロ 受取手形（通常の取引（当該組合又は連合会の事業目的のための活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他のこれらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）をいう。）

ハ 売掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなるものである場合における当該未収金を除く。）をいう。）

ニ 売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下同じ。）及び一年内に満期の到来する有価証券

ホ 商品（販売の目的をもつて所有する土地、建物その他の不動産を含む。）

ト 半製品（副産物及び作業くず）

チ 原料及び材料（購入部分品を含む。）

リ	仕掛品及び半成工事
ヌ	消耗品
ル	消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であつて、相当な価額以上のもの
前渡金	（商品、原材料等の購入のための前渡金（当該前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他のこれらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。）をいう。）
ヲ	前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの
ワ	未収収益
カ	その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの
リ	第二次に掲げる資産（ただし、イからトまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）
イ	有形固定資産
イ	構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
ロ	機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備
ハ	船舶及び水上運搬具
ニ	鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
ホ	工具、器具及び備品（耐用年数一年以上のものに限る。）
ヘ	ト地
ト	建設仮勘定（イからトまでに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）
チ	リ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの
リ	第三次に掲げる資産 無形固定資産
イ	特許権
イ	借地権（地上権を含む。）
ト	地
ト	鉱業権
チ	リ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの
リ	四 次に掲げる資産 外部出資その他の資産
イ	外部出資（事業遂行上の必要に基づき保有する法人等の株式及び持分その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）
ロ	長期保有有価証券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券であつて満期まで所有する意図をもつて取得したものをいう。以下同じ。）
ハ	ト地
ハ	長期前払費用
ニ	リ 他の流動資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの
ニ	外部出資（事業遂行上の必要に基づき保有する法人等の株式及び持分その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）
ロ	長期保有有価証券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券であつて満期まで所有する意図をもつて取得したものをいう。以下同じ。）
ハ	ト地
ハ	繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。第三十一条において同じ。）
ホ	リ その他の資産であつて、外部出資その他の資産に属する資産とすべきもの

	へ その他の資産であつて、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの
五	繰延資産として計上することが適當であると認められるもの 繰延資産
4	前項第一号に規定する「一年内」とは、次の各号に掲げる貸借対照表の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して一年以内の日をいう（次条第二項において同じ。）。
一	一 成立の日における貸借対照表 組合又は連合会の成立の日
二	事業年度に係る貸借対照表 事業年度の末日の翌日
	（負債の部の区分）
第二十四条	負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。
一	一 流動負債
二	二 固定負債
2	2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。
	一 次に掲げる負債 流動負債
イ	イ 支払手形（通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。）
ロ	ロ 買掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。）
ハ	ハ 前受金（受注工事、受注品等に対する前受金をいう。）
ニ	ニ 引当金（資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められる借入金をいう。）
ホ	ホ 短期借入金（一年内に返済されると認められる借入金をいう。）
ト	ト 通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
チ	チ 未払法人税等（法人税、住民税及び事業税の未払額をいう。）
リ	リ 未払費用
ヌ	ヌ 前受収益
ヌ	ヌ その他の負債であつて、一年内に支払又は返済されると認められるもの
二	二 次に掲げる負債 固定負債
イ	イ 長期借入金（一年内に返済されないと認められる借入金をいう。）
ロ	ロ 引当金（資産に係る引当金及び前号ニに掲げる引当金を除く。）
ハ	ハ 繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。第三十一条において同じ。）
ニ	ニ その他の負債であつて、流動負債に属しないもの
	（純資産の部の区分）
第二十五条	純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
一	一 組合員資本（連合会にあつては、会員資本とする。次項において同じ。）
二	二 評価・換算差額等
2	2 組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第一号に掲げる項目は、控除項目とする。
一	一 出資金
二	二 資本剩余金
三	三 利益剩余金
四	4 3 資本剩余金に係る項目は、適當な名称を付した項目に細分することができる。
利益剩余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。	
一	一 利益準備金（法第七十六条第一項に規定する準備金をいう。以下同じ。）
二	二 就労創出等積立金（法第七十六条第四項に規定する積立金をいう。第四十三条第四項第二号において同じ。）
三	三 教育繰越金（法第七十六条第五項に規定する繰越金をいう。第四十三条第四項第三号において同じ。）
	（外部出資の表示）
第三十条	外部出資は、子会社出資（子会社の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）又は持分をいう。）の項目をもつて別に表示しなければならない。
	（繰延税金資産の表示）
第三十一条	繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として外部出資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。











- 一 監査会が開催された日時及び場所（当該監査会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない監査会を組織する組合員が当該監査会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該監査会の場所を定めなかつた場合に限る。）
- 二 監査会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 監査会に出席した監査会を組織する組合員の氏名
- 四 監査会の議長が存するときは、議長の氏名
- 4 法第五十五条第二項の規定により監査会への報告を要しないものとされた場合には、監査会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。
- 一 監査会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 二 監査会への報告を要しないものとされた日
- 三 議事録の作成に係る職務を行つた監査会を組織する組合員の氏名
- （総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）
- 第六十四条** 法第五十九条第四項（法第七十一条第六項、第九十四条第二項及び第一百十九条第五項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める方法は、第三条第一項第二号に掲げる方法とする。
- （総会又は総代会の招集の承認の申請）
- 第六十五条** 法第六十条（法第五十三条第八項（法第七十一条第六項及び第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条第六項、第九十四条第二項及び第一百十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により組合若しくは連合会の総会又は総代会の招集について承認を受けようとする者は、様式第四、様式第五、様式第六、様式第七、様式第八、様式第九、様式第十又は様式第十一による申請書に、組合員、連合会の会員又は総代の名簿及びその総数の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得たことを証する書面（役員改選の請求に係る場合は、その総数の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の連署があつたことを証する書面）を添えて提出しなければならない。（規約等の変更の総会の決議を要しない事項）
- 第六十六条** 法第六十三条第一項（法第一百十九条第五項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める事項は、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理とする。（定款の届出）
- 第六十七条** 法第六十三条第三項（法第一百十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により組合又は連合会の定款の変更を届け出ようとする者は、様式第十二又は様式第十三による届書に、次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 変更理由書
- 二 定款中の変更しようとする箇所を記載した書面
- 三 定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録又はその副本
- 2 組合又は連合会の定款の変更が事業計画又は収支予算に係るものであるときは、前項の書類のほか、定款変更後の事業計画書又は収支予算書を提出しなければならない。
- 3 組合又は連合会の定款の変更が出資一口の金額の減少に関するものであるときは、第一項の書類のほか、法第七十二条第一項（法第一百二十条において準用する場合を含む。）の規定により作成した財産目録及び貸借対照表並びに法第七十三条第二項（法第一百二十条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（法第七十三条第三項の規定により公告を官報のほか法第二十九条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によってした場合は、これらの方針による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があつたときは、法第七十三条第五項（法第一百二十条において準用する場合を含む。）の規定による弁済若しくは担保の提供若しくは財産の信託をしたこと又は出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を提出しなければならない。

（役員又は清算人の説明義務）

**第六十八条** 法第六十七条（法第七十一条第六項、第九十四条第二項及び第一百十九条第五項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 組合員又は連合会の会員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該組合員又は連合会の会員が総会又は総代会の日より相当の期間前に当該事項を組合又は連合会に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 組合員又は連合会の会員が説明を求めた事項について説明をするために調査をする場合その他（当該組合員又は連合会の会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 組合員又は連合会の会員が当該総会又は総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、組合員又は連合会の会員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

- （総会又は総代会の議事録）
- 第六十九条** 法第六十九条第一項（法第七十一条第六項及び第一百十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による総会又は総代会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
- 1 総会又は総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
- 2 総会又は総代会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 一 総会又は総代会が開催された日時及び場所（当該総会又は総代会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない役員若しくは清算人又は組合員若しくは連合会の会員が当該総会又は総代会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該総会又は総代会の場所を定めなかつた場合に限る。）
- 二 総会又は総代会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 次に掲げる規定により総会又は総代会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- イ 法第三十八条第三項（法第一百八十八条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において准用する会社法第三百四十五条第一項
- ロ 法第三十八条第三項において准用する会社法第三百四十五条第二項
- ハ 法第三十八条第三項において准用する会社法第三百八十七条第三項
- 四 総会又は総代会に出席した役員又は清算人の氏名
- 五 総会又は総代会の議長の氏名
- 六 議事録の作成に係る職務を行つた理事又は清算人の氏名
- （第四章 解散及び清算並びに合併）
- 第七十条** 法第八十条第三項の規定により組合の解散を届け出ようとする者は、様式第十四による届書を提出しなければならない。（事業の廃止していない旨の届出）
- （事業の廃止していない旨の届出）
- 第七十一条** 法第八十一条第一項（法第一百二十三条において準用する場合を含む。）の届出（以下のこの条において単に「届出」という。）は、書面でしなければならない。
- 2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 当該組合又は連合会の名称及び主たる事務所並びに代表理事の氏名及び住所
- 二 代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所
- 三 まだ事業を廃止していない旨
- 四 届出の年月日

代理人によつて届出をするには、第一項の書面にその権限を証する書面を添付しなければならない。

(吸收合併消滅組合又は吸收合併消滅連合会の事前開示事項)

**第七十二条** 法第八十六条第一項（法第二百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する吸收合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第八十四条第四号（法第二百二十三条において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合は、当該定めがないこと。）の相当性に関する事項

二 吸收合併消滅組合（法第八十四条第一号に規定する吸收合併消滅組合をいう。以下同じ。）の組合員又は吸收合併消滅連合会（法第二百二十三条において準用する法第八十四条に規定する吸收合併により消滅する連合会をいう。以下同じ。）の会員に対しても交付する金額等の全部又は一部が吸收合併存続組合（同条第一号に規定する吸收合併後存続する連合会をいう。以下同じ。）に規定する吸收合併存続組合又は吸收合併存続組合存続する連合会をいう。以下同じ。）の会員に対しても交付する金額等の全部又は一部が吸收合併存続組合の組合員又は吸收合併消滅連合会の会員に対して交付する金額等の全部又は一部が吸收合併存続組合又は吸收合併消滅連合会以外の法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）の株式、持分、社債等その他これらに準ずるものである場合（当該吸收合併契約につき吸收合併消滅組合の組合員又は吸收合併消滅連合会の総会員の同意を得た場合を除く。）において、次のいかんまでに掲げるとときは、当該イからハまでに定める事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合には、当該事項（氏名又は名称に係る事項を日本語で表示した事項）を除く。）に相当する事項を日本語で表示した事項）

イ 当該金額等が当該法人等の株式、持分その他これらに準ずるものである場合（当該法人等の定款その他これに相当するもの）

ロ 当該法人等がその貸借対照表その他これに相当するものの内容を法令の規定に基づき公告（会社法第四百四十三条第三項の措置に相当するものを含む。）をしているもの又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しているものでない場合（当該法人等の過去五年間の貸借対照表その他これに相当するもの（設立後五年を経過していない法人等にあっては、成立後の各事業年度に係るもの）の内容）

ハ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものであるときは、会社法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）第二条の外国法人の登記に限る。）がされ得ない場合（次に掲げる事項）

(1) 当該法人等を代表する者の氏名又は名称及び住所  
(2) 当該法人等の取締役、会計参与、監査役その他の役員の氏名又は名称

**四 吸收合併存続組合又は吸收合併存続連合会についての次に掲げる事項** (最終事業年度がイ 最終事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び監査報告（最終事業年度がない場合にあっては、吸收合併消滅組合又は吸收合併消滅連合会の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸收合併消滅組合又は吸收合併消滅連合会の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産又は連合会財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第八十七条第一項各号（法第二百二十三条において準用する場合を含む。）に掲げる日のいすれか早い日（以下この条において「吸收合併契約等備置開始日」という。）後吸收合併の効力が生ずる日までの間に新たたな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）  
三 吸收合併消滅組合又は吸收合併消滅連合会（清算組合等に限る。）が法第九十四条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表  
四 吸收合併存続組合又は吸收合併存続連合会において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸收合併存続組合又は吸收合併存続連合会の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産又は連合会財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸收合併契約等備置開始日後吸收合併の効力が生ずる日までの間に新たたな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）  
五 吸收合併が効力を生ずる日以後における吸收合併存続組合又は吸收合併存続連合会の債務清算をする組合（法第二百二十二条第一項各号の事由による解散により清算をする連合会及び法第九十四条第一項（法第二百二十三条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百七十五条第二号の規定により清算をする組合又は連合会（以下「清算組合等」という。）を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸收合併消滅組合又は吸收合併消滅連合会の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産又は連合会財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸收合併契約等備置開始日後吸收合併の効力が生ずる日までの間に新たたな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）  
六 吸收合併契約等備置開始日後吸收合併が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項





- 二 その他変更後の行政庁が必要と認める事項  
 (特定労働者協同組合の名称又は代表理事の氏名の変更の届出)  
**第八十一条の八** 法第九十四条の十第一項の規定による変更の届出をしようとする特定労働者協同組合は、様式第十八の四により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。  
 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。  
 一 名称の変更があつた場合 定款その他の行政庁が必要と認める書類  
 二 代表理事の氏名の変更があつた場合 代表理事の氏名、生年月日及び住所を記載した書類、  
     代表理事が法第九十四条の四第一号から二までのいずれにも該当しないことを説明した書類  
     その他の行政庁が必要と認める書類  
**(特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与の支給に関する規程)**  
**第八十一条の九** 法第九十四条の十二第一項第一号に掲げる規程においては、特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与について、民間事業者の役員の報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。)及び従業員の給与、当該特定労働者協同組合の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとなるないような支給の基準を定めるものとする。  
**(特定労働者協同組合が作成しなければならない書類)**  
**第八十一条の十** 法第九十四条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類とする。  
 一 役員に対する報酬の支給の状況  
 二 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項  
**(報酬規程等の提出)**  
**第八十一条の十一** 法第九十四条の十三の規定により報酬規程等を提出しようとする者は、当該報酬規程等に様式第十八の五による提出書を添付して、これを行政庁に提出しなければならない。  
**(閲覧の方法)**  
**第八十一条の十二** 法第九十四条の十四の規定による閲覧又は臚写は、行政庁が定める場所において行うものとする。
- 2 行政庁は、前項に規定する場所をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- 第五章 労働者協同組合連合会**
- (連合会の成立の届出)
- 第八十二条** 法第一百十条において準用する法第二十七条の規定により連合会の成立を届け出ようとする者は、様式第十九による届書に、次の書類を添えて提出しなければならない。  
 一 登記事項証明書  
 二 定款  
 三 役員の氏名及び住所を記載した書面  
**(連合会の解散の届出)**
- 第八十三条** 法第一百二十二条第三項の規定により連合会の解散を届け出ようとする者は、様式第二十による届書を提出しなければならない。
- 第六章 雜則**
- (決算関係書類等の提出)  
**第八十四条** 法第一百二十四条第一項の規定により組合又は連合会の決算関係書類等を提出しようとする者は、様式第二十一又は様式第二十二による提出書に、次の書類を添えて提出しなければならない。  
 一 事業報告書  
 二 貸借対照表  
 三 損益計算書

- 第五章 剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面**
- 第六章 附屬明細書**
- 六 前各号の書類を提出した通常総代会又はその謄本  
 2 組合又は連合会は、やむを得ない理由により法第二百二十四条第一項に規定する期間内に前項の書類の提出をすることができない場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けて、当該提出を延期することができる。  
 3 組合又は連合会は、前項の規定による承認を受けようとするときは、様式第二十三又は様式第二十四による申請書に理由書を添えて行政庁に提出しなければならない。  
 4 行政庁は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした組合又は連合会が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。
- (標準処理期間)**
- 第八十五条** 行政庁(都道府県知事を除く。)は、連合会について法第一百九十五条において準用する法第六十条の承認に関する申請があつたときは、当該申請がその事務所に到達後二月内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。
- 2 前項の期間には次に掲げる期間を含まないものとする。  
 (施行期日)  
**第一条** この省令は、法の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。  
**(組織変更に際しての計算に必要な事項)**  
**第二条** 法附則第九条に規定する厚生労働省令で定める組織変更に際しての計算に必要な事項は、次条に定めるところによる。
- 第三条** 企業組合が組織変更をすることはできない。  
 一 企業組合が組織変更をする場合には、当該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿額を変更することはできない。  
 二 企業組合が組織変更をする場合には、組織変更後組合(法附則第五条第四項第一号に規定する組織変更後の組合をいう。以下同じ。)の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。  
 一 出資金の額 組合の直前の企業組合の出資金の額  
 二 利益準備金の額 組合の直前の企業組合の利益準備金の額  
 三 その他利益剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額  
 ロ 組合のうち、組織変更をする企業組合の組合員に対して交付する組織変更後組合の持分以外の財産の帳簿額のうち、組織変更をする企業組合がその他の利益剰余金の額から減ずるべき額と定めた額  
**(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)**  
**第四条** 法附則第十三条第二項第三号(法附則第十九条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める方法は、同号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

## (組織変更時財産額)

**第五条** 法附則第十八条第一項第一号に規定する組織変更時財産額は、法附則第十六条第四項において準用する法附則第五条第四項第七号に規定する効力発生日の前日（以下「算定日」という。）における貸借対照表の純資産の部に計上すべき額に第一号に掲げる額を加算し、第二号及び第三号に掲げる額を減算して得た額とする。

一 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が算定日において次に掲げる資産（以下「時価評価資産」という。）を有する場合の当該時価評価資産の算定日における時価が算定日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額

イ 土地又は土地の上に存する権利

ロ 有価証券

ハ 書画、骨董、生物その他の資産のうち算定日における帳簿価額と時価との差額が著しく多額である資産

二 特定非営利活動法人が算定日において時価評価資産を有する場合の当該時価評価資産の算定日における帳簿価額が算定日における時価を超える場合のその超える部分の額

三 貸借対照表の純資産の部に計上すべきもののうち支出又は保全が義務付けられていると認められるものの額

（社員総会承認時の組織変更時財産額）

**第六条** 法附則第十六条第一項の社員総会の承認を受ける特定非営利活動法人に対する前条の規定の適用については、法附則第十六条第一項の社員総会の承認を受ける日の属する事業年度の前事業年度（次項において「社員総会承認直前事業年度」という。）の末日を算定日とみなす。

2 特定非営利活動法人が社員総会承認直前事業年度の末日から起算して三箇月以内に法附則第十

六条第一項の社員総会の承認を受ける場合において当該社員総会承認直前事業年度に係る計算書類を作成していないときににおける前項の規定の適用については、前項中「いう。」とあるのは「いう。」の前事業年度」とする。

（組織変更時財産額の確定）

**第七条** 法附則第十八条第一項に規定する組織変更後組合が組織変更の登記をしたときは、当該組織変更の登記をした日から起算して三箇月以内に、様式第二十五による提出書に次に掲げる書類を添えて行政庁に提出しなければならない。

一 附則第五条に規定する組織変更時財産額及びその計算を記載した書類

二 算定日における貸借対照表の純資産の部に計上すべき額を記載した書類

三 各時価評価資産の算定日における帳簿価額並びに時価及びその算定方法を記載した書類

四 算定日における附則第五条第三号に規定するものの明細を記載した書類

五 算定日における財産目録及び貸借対照表

六 算定日の属する事業年度の活動計算書

七 時価評価資産の算定日における時価の算定の根拠を明らかにする書類

八 前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

（特定非営利活動に係る事業の確認の手続）

**第八条** 法附則第二十条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けようとする者は、様式第二十六による申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一 法附則第十六条第一項の承認を受けた特定非営利活動法人の定款

二 法附則第十六条第一項の承認に係る組織変更後組合の定款  
（定期の報告）

二 前事業年度までに、組織変更時財産額から前条の確認（以下この条において単に「確認」という。）に係る事業による損失の填補に充てた額の合計額

三 前事業年度の末日の組織変更時財産残額

四 当該事業年度に、組織変更時財産額から確認に係る事業による損失の填補に充てた額

五 当該事業年度の末日の組織変更時財産残額

六 その他参考となるべき事項

3 確認を受けた組織変更後組合は、前項の規定による承認を受けようとするとときは、様式第二十

八による申請書に理由書を添えて行政庁に提出しなければならない。

4 行政庁は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請を受けた組織変更後組合が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

附 則（令和四年八月二三日厚生労働省令第一一三号）

この省令は、労働者協同組合法の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

**第九条** 法附則第一十三条の規定による報告は、通常総会の終了の日から二週間以内に、様式第二十七による報告書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて提出しなければならない。

一 組織変更時財産額

## 様式第1 (第5条関係)

年 月 日	
・・・・・都道府県知事殿	
組合の住所及び名称	
組合を代表する理事の氏名	
労働者協同組合成立届書	
労働者協同組合法第27条の規定により労働者協同組合の成立を別紙の登記事項証明書、定款並びに役員の氏名及び住所を記載した書面を添えて届け出ます。	

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第2 (第7条関係)

年 月 日	
・・・・・都道府県知事殿	
組合の住所及び名称	
組合を代表する理事の氏名	
労働者協同組合役員変更届書	
労働者協同組合法第33条の規定により労働者協同組合の役員の変更を別紙の変更した事項を記載した書面その他の必要書類を添えて届け出ます。	

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第3 (第7条関係)

年 月 日	
厚生労働大臣様	
労働者協同組合連合会の住所及び名称	
連合会を代表する理事の氏名	
労働者協同組合連合会役員変更届書	
労働者協同組合法第118条第1項において準用する同法第33条の規定により労働者協同組合連合会の役員の変更を別紙の変更した事項を記載した書面その他の必要書類を添えて届け出ます。	

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第4 (第65条関係)

年 月 日	
・・・・・都道府県知事様	
総会招集の承認を申請する組合	
員の住所及び氏名	
労働者協同組合総会招集承認申請書	
下記のとおり労働者協同組合法第60条の規定により労働者協同組合の総会の招集について承認を受けたいので、組合員名簿及び組合員の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得たことを証する書面を添えて申請します。	
記	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 組合の住所</li> <li>2 組合の名称</li> <li>3 組合を代表する理事の氏名</li> <li>4 申請の理由</li> <li>5 総会招集の目的</li> <li>6 理事会に総会招集を請求した場合は、その年月日</li> </ol>	

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第5 (第65条関係)

年 月 日	
・・・・・都道府県知事殿	
総会招集の承認を申請する組合 員の住所及び氏名	
労働者協同組合役員改選総会招集承認申請書	
下記のとおり労働者協同組合法第53条第8項において準用する同法第60条の規定により労働者 協同組合の役員を改選するための総会の招集について承認を受けたいので、組合員名簿及び組合 員の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の連署があった ことを証する書面を添えて申請します。	
記	
1 組合の住所	
2 組合の名称	
3 組合を代表する理事の氏名	
4 役員改選の理由	
5 役員改選の請求をした年月日	

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第6 (第65条関係)

年 月 日	
・・・・・都道府県知事殿	
総代会招集の承認を申請する總 代の住所及び氏名	
労働者協同組合役員改選總代会招集承認申請書	
下記のとおり労働者協同組合法第71条第6項において準用する同法第53条第8項において準用 する同法第60条の規定により労働者協同組合の役員を改選するための総代会の招集について承認 を受けたいので、総代名簿及び総代の総数の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合に あっては、その割合)以上の連署があったことを証する書面を添えて申請します。	
記	
1 組合の住所	
2 組合の名称	
3 組合を代表する理事の氏名	
4 役員改選の理由	
5 役員の改選を請求した年月日	

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第7（第65条関係）

年 月 日
厚生労働大臣様
総会招集の承認を申請する連合会の会員の住所及び名称
労働者協同組合連合会役員改選総会招集承認申請書
下記のとおり労働者協同組合法第118条第2項において準用する同法第63条第8項において準用する同法第60条の規定により労働者協同組合連合会の役員を改選するための総会の招集について承認を受けたいので、会員名簿及び総会員の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の連署があったことを証する書面を添えて申請します。
記
1 連合会の住所
2 連合会の名称
3 連合会を代表する理事の氏名
4 役員改選の理由
5 役員改選の請求をした年月日

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第8（第65条関係）

年 月 日
・・・・・都道府県知事様
総代会招集の承認を申請する総代の住所及び氏名
労働者協同組合総代会招集承認申請書
下記のとおり労働者協同組合法第71条第6項において準用する同法第60条の規定により労働者協同組合の総代会の招集について承認を受けたいので、総代名簿及び総代の総数の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得たことを証する書面を添えて申請します。
記
1 組合の住所
2 組合の名称
3 組合を代表する理事の氏名
4 申請の理由
5 総代会招集の目的
6 理事会に総代会招集を請求した場合は、その年月日

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第9（第65条関係）

年月日
都道府県知事殿
総会招集の承認を申請する 組合員の住所及び氏名
労働者協同組合清算のための総会招集承認申請書
下記のとおり労働者協同組合法第94条第2項において準用する同法第60条の規定により労働者協同組合の清算のための総会の招集について承認を受けたいので、組合員名簿及び組合員の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得たことを証する書面を添えて申請します。
記
1 組合の住所
2 組合の名称
3 組合を代表する理事の氏名
4 申請の理由
5 総会招集の目的
6 清算入会に総会招集を請求した場合は、その年月日

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第10（第65条関係）

年月日
厚生労働大臣殿
総会招集の承認を申請する会員 の住所及び名称
労働者協同組合連合会総会招集承認申請書
下記のとおり労働者協同組合法第119条第5項において準用する同法第60条の規定により労働者協同組合連合会の総会の招集について承認を受けたいので、会員名簿及び組合員の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得たことを証する書面を添えて申請します。
記
1 連合会の住所
2 連合会の名称
3 連合会を代表する理事の氏名
4 申請の理由
5 総会招集の目的
6 理事会に総会招集を請求した場合は、その年月日

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第11(第65条関係)

年月日

厚生労働大臣様

総会招集の承認を申請する会員

の住所及び名称

労働者協同組合連合会清算のための総会招集承認申請書

下記のとおり労働者協同組合法第123条において準用する同法第94条第2項において準用する同法第60条の規定により労働者協同組合連合会の清算のための総会の招集について承認を受けたので、会員名簿及び総会員の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の同意を得たことを証する書面を添えて申請します。

記

- 1 連合会の住所
- 2 連合会の名称
- 3 連合会を代表する理事の氏名
- 4 申請の理由
- 5 総会招集の目的
- 6 清算入会に総会招集を請求した場合は、その年月日

備考1:この用紙は、A列4番とすること。

2:必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第12(第67条関係)

年月日

・・・・・都道府県知事様

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

労働者協同組合定款変更届書

労働者協同組合法第63条第3項の規定により労働者協同組合の定款の変更を別紙の変更理由書その他必要な書類を添えて届け出ます。

備考1:この用紙は、A列4番とすること。

2:必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第13(第67条関係)

年月日	
厚生労働大臣殿	
連合会の住所及び名称	
代表する理事の氏名	
労働者協同組合連合会定款変更届書	
労働者協同組合法第119条第5項において準用する同法第63条第3項の規定により労働者協同組合連合会の定款の変更を別紙の変更理由書その他の必要書類を添えて届け出ます。	

備考1:この用紙は、A列4番とすること。

2:必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第14(第70条関係)

年月日	
・・・・・都道府県知事殿	
組合の住所及び名称	
組合を代表する清算人の氏名	
労働者協同組合解散届書	
下記のとおり労働者協同組合法第80条第3項の規定により労働者協同組合の解散を届け出ます。	
記	
1 成立の年月日	
2 解散の年月日	
3 解散の理由	
4 清算人の住所及び氏名	
5 その他参考となるべき事項	

備考1:この用紙は、A列4番とすること。

2:必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第15(第77条関係)

年月日

都道府県知事般

合併後存続する組合の住所及び

名称並びにその組合を代表する

理事の氏名

合併によって消滅する組合の住

所及び名称並びにその組合を代

表する理事の氏名

労働者協同組合合併届書

労働者協同組合法第91条の規定により労働者協同組合の合併を別紙の合併理由書その他の必要資料を添えて届け出ます。

備考1:この用紙は、A列4番とすること。

2:必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第16(第77条関係)

年月日

厚生労働大臣般

合併後存続する連合会の住所及び

名称並びにその連合会を代表する

理事の氏名

合併によって消滅する連合会の住

所及び名称並びにその連合会を代

表する理事の氏名

労働者協同組合連合会合併届書

労働者協同組合法第123条において準用する同法第91条の規定により労働者協同組合連合会の合併を別紙の合併理由書その他の必要資料を添えて届け出ます。

備考1:この用紙は、A列4番とすること。

2:必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第17（第77条関係）

年 月 日

・・・・・都道府県知事殿

合併によって設立しようとする

組合の住所及び名称

合併によって消滅する組合の住

所及び名称並びにその組合から

選任された設立委員の住所及び

氏名

## 労働者協同組合合併届書

労働者協同組合法第91条の規定により労働者協同組合の合併を別紙の合併理由書及び定款その他の必要資料を添えて届け出ます。

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第18（第77条関係）

年 月 日

厚生労働大臣殿

合併によって設立しようとする

連合会の住所及び名称

合併によって消滅する連合会の

住所及び名称並びにその連合会

から選任された設立委員の住所

及び名称

## 労働者協同組合連合会合併届書

労働者協同組合法第123条において準用する同法第91条の規定により労働者協同組合連合会の合併を別紙の合併理由書及び定款その他の必要資料を添えて届け出ます。

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第18の2 (第81条の3関係)

年 月 日

・・・・・都道府県知事殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

特定労働者協同組合認定申請書

労働者協同組合法第94条の2に規定する認定を受けたいので、同法第94条の5第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 事業を行う都道府県の区域  
2 事務所の所在場所

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第18の3 (第81条の6関係)

年 月 日

・・・・・都道府県知事殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

変更認定申請書

労働者協同組合法第94条の9第1項に規定する変更の認定を受けたいので、同条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

変更に係る事項	変更後	変更前
変更の理由		
変更予定期日	年 月 日	

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第18の4 (第81条の8関係)

年 月 日		
・・・・・都道府県知事殿		
組合の住所及び名称		
組合を代表する理事の氏名		
変更届出書		
労働者協同組合法第94条の10第1項に掲げる変更をしたので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。		
記		
変更に係る事項	変更後	変更前
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第18の5 (第81条の11関係)

年 月 日		
・・・・・都道府県知事殿		
組合の住所及び名称		
組合を代表する理事の氏名		
特定労働者協同組合報酬規程等提出書		
労働者協同組合法第94条の13の規定により別紙の特定労働者協同組合の報酬規程等を提出します。		

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第19(第82条関係)

年月日	
厚生労働大臣殿	
連合会の住所及び名称	
連合会を代表する理事の住所及 び氏名	
労働者協同組合連合会成立届書	
労働者協同組合法第110条において準用する同法第27条の規定により労働者協同組合連合会の 成立を別紙の登記事項証明書、定款並びに役員の氏名及び住所を記載した書面を添えて届け出ます。	

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第20(第83条関係)

年月日	
厚生労働大臣殿	
連合会の住所及び名称	
清算人の氏名	
労働者協同組合連合会解散届書	
下記のとおり労働者協同組合法第122条第3項の規定により労働者協同組合連合会の解散を届 け出ます。	
記	
1 成立の年月日	
2 解散の年月日	
3 解散の理由	
4 清算人の住所及び氏名	
5 その他参考となるべき事項	

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第21(第84条関係)

年月日

都道府県知事殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

労働者協同組合決算関係書類提出書

労働者協同組合法第124条第1項の規定により別紙の労働者協同組合の決算関係書類を提出します。

備考1: この用紙は、A列4番とすること。

2: 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第22(第84条関係)

年月日

厚生労働大臣殿

連合会の住所及び名称

連合会を代表する理事の氏名

労働者協同組合連合会決算関係書類提出書

労働者協同組合法第124条第1項の規定により別紙の労働者協同組合連合会の決算関係書類を提出します。

備考1: この用紙は、A列4番とすること。

2: 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第23(第84条関係)

年月日

・・・・・都道府県知事殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

労働者協同組合決算関係書類の提出遅延に係る事前承認申請書

労働者協同組合法施行規則第84条第3項の規定による承認を受けたいので、別紙の理由書を添えて申請します。

備考1:この用紙は、A列4番とすること。

2:必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第24(第84条関係)

年月日

厚生労働大臣殿

連合会の住所及び名称

連合会を代表する理事の氏名

労働者協同組合連合会決算関係書類の提出遅延に係る事前承認申請書

労働者協同組合法施行規則第84条第3項の規定による承認を受けたいので、別紙の理由書を添えて申請します。

備考1:この用紙は、A列4番とすること。

2:必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第25(附則第7条関係)

年 月 日
・・・・・都道府県知事殿
組合の住所及び名称
組合を代表する理事の氏名
労働者協同組合の組織変更時財産額の確定関係書類提出書
労働者協同組合法施行規則附則第7条の規定により別紙の組織変更時財産額の確定関係書類を提出します。

備考1:この用紙は、A列4番とすること。

2:必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第26(附則第8条関係)

年 月 日
・・・・・都道府県知事殿
組合の住所及び名称
組合を代表する理事の氏名
特定非営利活動に係る事業確認申請書
労働者協同組合法附則第20条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により特定非営利活動に係る事業に該当することにつき、確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

備考1:この用紙は、A列4番とすること。

2:必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第27（附則第9条関係）

年月日

・・・・・都道府県知事殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

定期報告書

労働者協同組合法附則第23条の規定に基づき、次のとおり報告します。

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

## 様式第28（附則第9条関係）

年月日

・・・・・都道府県知事殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

定期報告書の提出遅延に係る事前承認申請書

労働者協同組合法施行規則附則第9条第2項の規定による承認を受けたいので、別紙の理由書を添えて申請します。

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。